

住民税均等割のみ課税の子育て世帯の方へ

令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯 子ども加算給付金のご案内

- 令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金は、令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の加算として支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童1人あたり **1万円**
(世帯主に対象児童分を合算して支給します)

給付金の申請期限

令和7年10月31日(金)
(※当日消印有効)

給付対象

(1) 対象者(世帯単位)

令和7年6月2日現在(基準日)において、釧路市の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和7年度の住民税が、「世帯全員均等割のみ課税」、または「均等割のみ課税の方」と「均等割非課税の方」で構成される世帯。

(2) 加算対象となる児童の範囲

原則として上記(1)の給付対象世帯と基準日において同一世帯となっている、**18歳以下(平成19年4月2日以降生まれ)の児童**

例外的に、申請により対象となる児童

- 令和7年6月3日以降に生まれた新生児
- 別世帯だが扶養している児童がいる場合
(別居する児童が属する世帯の世帯主が、対象児童について本給付金を受給している場合は、対象外)

対象としない児童

- 施設入所児童は、施設への住民票の異動有無にかかわらず、対象外

給付金の支給手続き

- 令和7年1月2日以降に釧路市に転入された世帯員がおり、「住民税均等割のみ課税支援給付金対象世帯」に該当する世帯で対象児童がいる場合〈申請必要〉
当市で世帯員の課税状況を確認することができない世帯は、住民税均等割のみ課税支援給付金の申請と併せて子ども加算の申請も必要です。
市ホームページから申請書様式をダウンロードしていただくか、下記のお問い合わせ先にご連絡の上、申請書をご請求いただき、申請書に記載の提出書類と併せて郵送してください。

【注意事項】 令和7年6月3日以降に生まれた新生児、または別世帯だが扶養している児童がいる場合も子ども加算の申請が必要となります。

お問い合わせ

釧路市給付金コールセンター

 **0570-066-150** (受付時間 平日8:50~17:20)

〒085-8505

北海道釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所給付金係



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取、「内閣府をかたったメール」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、釧路市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。